

教育ファームの推進への支援

各地域が、それぞれ地域の実態に応じた目標にむけてその自主性・独創性を発揮しながら推進する教育ファームの取組を「消費・安全対策交付金」により支援します。

事業メニュー

地域における、教育ファームの推進を目的とした協議会等の運営、教育ファーム推進計画の策定、ほ場における教育ファームの取組、関係者に対する説明会・研修会等の取組を支援します。

事業実施主体

都道府県、市町村、農業協同組合、農業協同組合中央会、農業協同組合連合会、消費生活協同組合、特認団体等

交付率

1/2以内

事業実施計画書の提出

実施する目標ごとに目標値を設定するとともに、その達成に必要な事業メニューの選択を行い、事業実施計画書を作成の上、県知事または政令市長へ提出します。

* 当該目標値の達成に必要な場合、事業メニュー及びその内容の欄に示された以外にも地域独自の取組みも選択することが出来ます。

事業実施期間

原則1年間となります。



目標値の設定にあたっての留意

★ 事業実施主体にあっては、事業を実施することにより達成する目標として「教育ファーム推進計画」に基づき取組がなされている市町村(特別区を含む)の数を設定します。

★ 都道府県知事または政令指定都市にあっては、事業実施主体から提出された事業実施計画書の内容を含め、全体で1つの目標値を設定します。

※目標値の設定について、ご不明な点は九州農政局消費・安全部消費生活課へお問い合わせください。

事業メニューの内容

・教育ファーム推進のための協議会等の運営

事業実施主体は、教育ファームの総合的な推進のために、教育ファーム実施者、生産者団体、消費者団体、学校教育関係者、行政等を構成員とする協議会等を開催し、地域での教育ファームの実施方策の検討をする。

・教育ファームの実施

事業実施主体は、地域における教育ファームの推進を目的として、教育ファーム推進計画の策定、ほ場における教育ファームの取組、関係者に対する説明会、研修会等を行う。

※なお、教育ファーム推進計画の内容を盛り込んだ食育推進計画の策定についても支援の対象となります。

交付金の活用でよくある質問等

Q 「教育ファーム」への取組を推進するため、交付金を活用したいのですが。

A 地域における教育ファームの推進を支援するため、教育ファームの推進のための協議会の運営、教育ファームの実施を事業メニューとして用意してあります。
地域の事情に応じて交付金の有効な活用方法を考えてください。

Q 子供たちを体験圃場へ移動させるためのバスの貸切費用は支援の対象になりますか？

A 交付金のガイドラインで示している事業メニューを実施するために必要であり、教育ファームの実施に必要なものであれば可能です。例えば、教育ファームを実施するために、農業体験をする子供たちを、学校からほ場へ移動する際の貸切バスの賃料などが考えられます。
ただし、必要以上に高価なものにならないよう注意してください。



Q 農作業体験用の圃場がないので圃場を借りたいのですが、借用のための費用は支援の対象になりますか？

A 交付金のガイドラインで示している事業メニューを実施するために必要であり、教育ファームの実施に必要なものであれば可能です。体験ほ場の設置に向けた借用料が考えられます。

Q 農作業体験で農業用機械等を使用したいのですが。



A 教育ファーム実施のために使用するのであれば、レンタルを原則として可能です。
購入または長期間のリースは支援対象となりません。

Q 教育ファームで取り組む際に必要な用具類や苗・肥料を購入したいのですが。

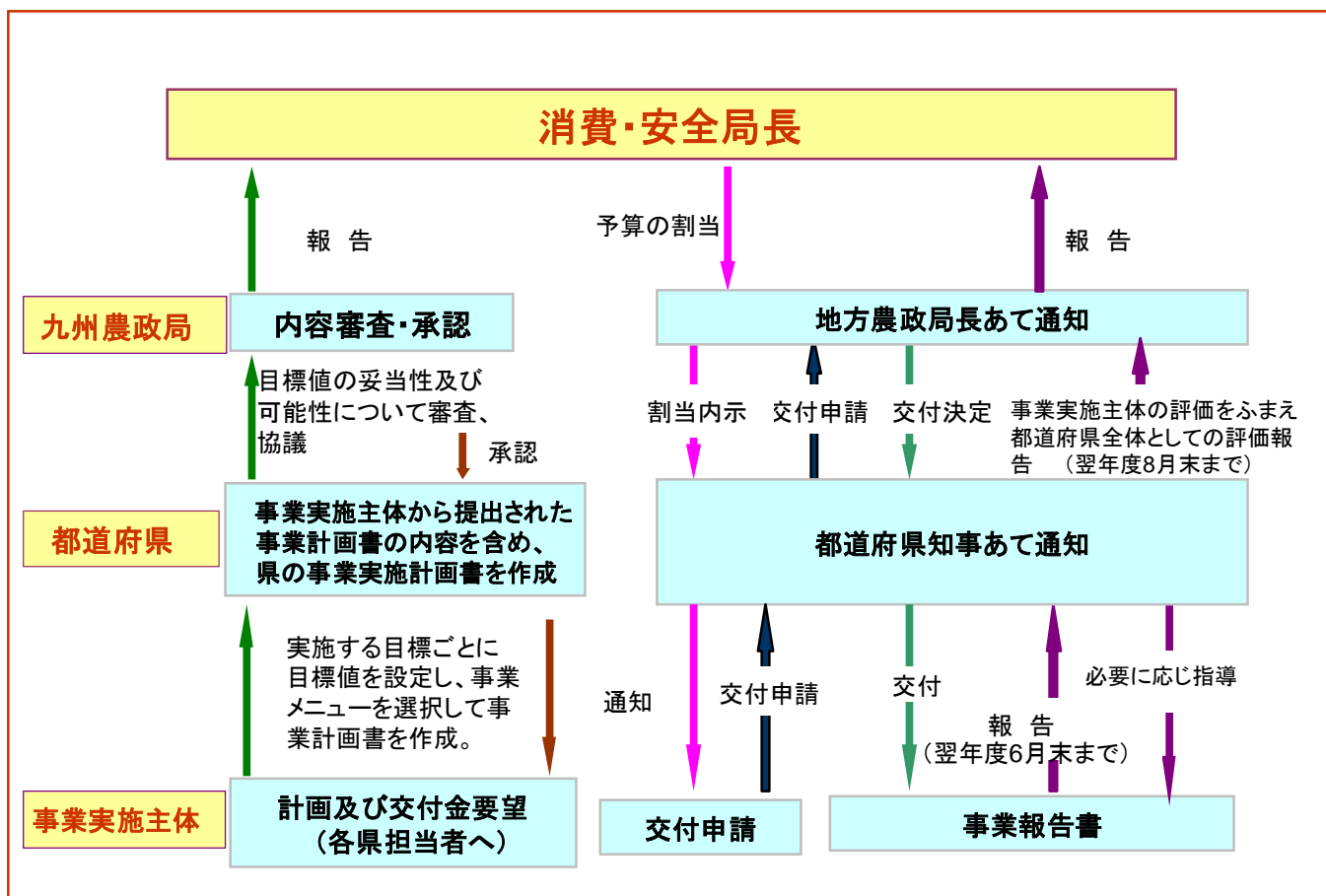


A ほ場において、取組のために必要な用具類及び苗・肥料は購入できます。例えば、鎌や鋤などの実習用具などを消耗品として、苗・肥料は経費として購入することが考えられます。

Q 平成22年度において、支援内容はどのような点が変わりましたか？

A これまでは、「教育ファーム」に取り組む場合、地域における教育ファームの推進を検討する「教育ファーム運営協議会」の活動の一環として、優良事例の収集や情報提供等の促進のための検討を行うために設置した実証ほ場における取組に対して支援していました。
平成22年度は、協議会活動の一環ではない「教育ファーム」の取組にも、その必要な費用を支援します。
交付金の活用の検討にあたっては九州農政局消費・安全部消費生活課もしくは最寄の農政事務所消費生活課にお問い合わせください。

交付金の流れ



「消費・安全対策交付金」についての問い合わせ先

九州農政局	消費・安全部 消費生活課	TEL 096-211-9143
福岡県	農林水産部 農林水産物安全課	TEL 092-643-3518
佐賀県	くらし環境本部くらしの安全安心課	TEL 0952-25-7096
長崎県	農林部農政課 地域振興班	TEL 095-895-2915
熊本県	農林水産部 農村・担い手支援課むらづくり推進班	TEL 096-333-2378
大分県	農林水産部 おおいたブランド推進課	TEL 097-506-3626
宮崎県	農政水産部 営農支援課	TEL 0985-26-7132
鹿児島県	農政部 農政課 食育・地産地消推進班	TEL 099-286-3093

教育ファームについて、詳しくは農林水産省ホームページ

http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/s_edufarm/index.html

もしくは最寄の農政局、農政事務所・地域課までお問い合わせください。

教育ファーム担当窓口		
九州農政局 消費生活課	〒860-8527 熊本市二の丸1-2	096-211-9113
地域第一課	〒860-0831 熊本市八王寺町1-20	096-378-3176
地域第二課	〒866-0896 熊本県八代市日置町字京塚171-1	0965-35-7311
地域第三課	〒868-0072 熊本県人吉市西間下町字一本杉160-2	0966-22-5144
地域第四課	〒861-1307 熊本県菊池市片角字西原302-3	0968-25-2137
福岡農政事務所 消費生活課	〒812-0018 福岡市博多区住吉3-17-21	092-281-8261
地域第一課	〒803-0817 福岡県北九州市小倉北区田町2-31	093-571-3623
地域第二課	〒839-0862 福岡県久留米市野中町624	0942-21-9473
地域第三課	〒820-0004 福岡県飯塚市新立岩8-65	0948-22-0859
地域第四課	〒832-0027 福岡県柳川市横山町8-4	0944-73-5126
佐賀農政事務所 消費生活課	〒840-0803 佐賀市栄町3-51	0952-23-3131
地域第一課	〒847-0002 佐賀県唐津市山本字上古川717-4	0955-78-0488
地域第二課	〒843-0024 佐賀県武雄市武雄町大字富岡11710-4	0954-22-2125
長崎農政事務所 消費生活課	〒852-8106 長崎市岩川町16-16 長崎地方合同庁舎	095-845-7124
地域第一課	〒857-0851 長崎県佐世保市稲荷町2-53	0956-31-7327
地域第二課	〒854-0081 長崎県諫早市栄田町34-66	0957-26-1122
大分農政事務所 消費生活課	〒870-0047 大分市中島西1-2-28	097-532-6131
地域第一課	〒879-0444 大分県宇佐市大字石田43-1	0978-32-1344
地域第二課	〒879-7131 大分県豊後大野市三重町大字市場655-2	0974-22-2311
地域第三課	〒879-4331 大分県玖珠郡玖珠町大字戸畑2902	0973-73-8311
宮崎農政事務所 消費生活課	〒880-0801 宮崎市老松2丁目3-17	0985-22-3181
地域第一課	〒885-0017 宮崎県都城市年見町5街区7-3	0986-23-3966
地域第二課	〒882-0803 宮崎県延岡市大貫町1-2884-1	0982-35-7311
鹿児島農政事務所 消費生活課	〒892-0817 鹿児島市小川町3-64	099-222-0121
地域第一課	〒895-0031 鹿児島県薩摩川内市勝目町4137-5	0996-22-4156
地域第二課	〒893-0013 鹿児島県鹿屋市札元1丁目22-55	0994-43-4136
地域第三課	〒897-0002 鹿児島県南さつま市加世田武田17835-8	0993-52-2345